

国立大学法人山梨大学医学部附属病院敷地内薬局等整備運営事業の公募

国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）は、本学医学部附属病院における施設の整備運営事業を公募することとしました。希望する者は、次の事項に留意し応募書類を提出してください。

令和4年3月22日

国立大学法人山梨大学長 島田 眞路

1. 事業概要

(1) 事業名称

国立大学法人山梨大学医学部附属病院敷地内薬局等整備運営事業

(2) 目的

国立大学法人山梨大学医学部附属病院敷地内にて、院外保険調剤薬局（以下、「薬局」という。）及び大学使用施設を運営できる者（以下、「事業者」という。）を公募により選定したうえで、患者をはじめとした病院利用者へのサービス向上、地域住民の利便性の向上及び民間事業者の資金と経営能力等によって建物の整備、維持管理及び運営を委ねることで、良好な保全状態を維持し、長期的な観点で維持管理経費の節減することを目的とする。

(3) 事業方式

事業者は、国立大学法人山梨大学（以下、「本学」という。）が指定する病院の土地の一部を国立大学法人山梨大学不動産使用要項及び土地賃貸借契約に基づき貸付け、本学と協議の上、薬局及び大学使用施設の運営に必要な施設整備を行い、来院者等のための薬局の運営業務を行う。なお、事業者は土地賃貸借契約に基づく地代を本学に支払うものとする。

(4) 貸付期間

契約日から令和9年9月30日までとする。ただし、運営までに係る期間及び工事期間を含む。また、貸付期間は、双方協議の上延長することもあり得る。

2. 募集要項の交付

(1) 交付期間 令和4年3月22日(火)から令和4年4月28日(木)まで

(2) 交付方法 山梨大学のホームページにて公開するので、期間内にダウンロード可能。

3. 提案書類の提出

(1) 受付期間 令和4年4月18日(月)から令和4年4月28日(木)まで

(2) 提出場所 本学医学域事務部医学域管理課 総務・予算・資産グループ

4. 事業者の選定方法

本事業の事業者選定は、応募事業者の提案内容を総合的に審査して、最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者として選定する。また、次順位の者を次点者として選定する。なお、

提案者が1者の場合でも選定委員会の審議により優先交渉権者にならない可能性もある。
選定結果は、応募事業者全てに書面にて速やかに通知する。

5. その他詳細については募集要項参照。